

## 特定医療費（指定難病）の申請などの手続きには 「個人番号（マイナンバー）」の記載が必要です。


指定難病の新規申請や転入、変更届出の手続きの際には、特定医療費（指定難病）支給認定等個人番号記載票に受診者、（受診者が18歳未満の場合の）保護者、支給認定基準世帯員のマイナンバーの記載が必要です。また、申請時には窓口において個人番号（マイナンバー）の確認と身元の確認を行います。

### < 支給認定基準世帯員 >

受給者の保険種別		支給認定基準世帯員
国民健康保険※		住民票上の同一世帯で、国民健康保険に加入している方全員
後期高齢者医療保険		住民票上の同一世帯で、後期高齢者医療保険に加入している方全員
国民健康保険組合		受給者と同じ国民健康保険組合に加入している方全員
被用者保険	受給者が被保険者	被保険者
	受給者が被扶養者	

※ 患者が18歳未満かつ国民健康保険の加入者で、患者の保護者が後期高齢者医療保険に加入している場合は、保護者も支給認定基準世帯員となります。

### < 個人番号と身元の確認について >

申請者	必要書類	
	(1) 受診者（未成年の場合は保護者）のマイナンバー確認書類（A～Cのいずれか）	(2) 申請者の本人確認書類（aかbのいずれか）
受診者（未成年の場合は保護者）	A マイナンバーカード B 通知カード C マイナンバーが記載された住民票又は住民票記載事項証明書 	受診者（未成年の場合は保護者）の a 顔写真付きのもの1点（写し） マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど b 顔写真がついていないもの2点（写し） 特定医療費(指定難病)受給者証、医療保険証（健康保険証）、年金手帳など
代理人（受信者又は保護者以外）		代理人の a 顔写真付きのもの1点（写し） マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど b 顔写真がついていないもの2点（写し） 医療保険証（健康保険証）、年金手帳など

申請者が代理人の場合は、上記のほか、委任状など代理権を確認する書類が必要です。

